

掛川市告示第24号

掛川市勤労者教育資金貸付事業実施要綱（平成17年掛川市告示第49号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

掛川市長 久保田 崇

第5条第2号中「5年以内」を「10年以内」に改め、「（第7条第2項の規定により据置きが認められた場合は、10年以内）」を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。